

第十三回 参議院農林委員会會議録第三十号

昭和二十七年五月八日(木曜日)午後一時四十三分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君

委員

- 池田宇右衛門君
滝井治三郎君
宮本 邦彦君
赤澤 與仁君
片柳 眞吉君
三浦 辰雄君
小林 孝平君
三橋久次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君

政府委員

- 食糧庁長官 東畑 四郎君
事務局側
常任委員 安楽城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、昨日に引続いて質疑を

続行願います。

○小林孝平君 この法案と直接関係ありませぬけれども、二十六年産米の超過供出の問題であります。匿名供出に對する課税免除の問題につきまして、政府から方針が示され、この匿名供出の分だけの免税といふのはおかしいといふので、一般の超過供出についても免税の措置をすべきであるといふ要求をいたしました。これは農林大臣から直接これに對しては善処をするといふことになつておるのでございます。ところがその後この問題について何ら具體的の措置が発表されないので、農林省はこれをやむやむにするのではなからうか、こういうことが言われておるのであります。末端におきまして、県庁あたりが税務署あたりと相談して、基いてこれが措置されるのだから、匿名供出以外の一般の超過供出には免税の措置がないといふようなことを言うものであります。また、混乱をしておる状態ですから、その後この経過がどうなつておるかといふことをここでつきりさして頂きます。できればその経過のあらましを末端まで通牒なり、その他の形で徹底させて頂いたほうがいいのじやないかと思つて、その点を一つ伺いたいと思つて、

○政府委員(東畑四郎君) 匿名によらざる超過供出につきまして、政府としては農林大臣を通じて大蔵大臣と話合つておることはこれは事実であります。そのことにつきましては、いづれ農林大臣からお話があると思つて、事務的には国税庁、主計局ともたびたび話し合ひをいたしております。そのういたしまして、省令を改正いたしましたのが二月二日でありまして、二月二日以前の超過供出につきましては、事務的な取扱いはどうするかといふ話合ひを確定はいたしておりませんが、しておる。二月二日以後にも超過供出がどのくらいあるか、これは匿名によらざる超過供出があるかといふことを今調べておる、根本趣旨については異議がございませんけれども、最後の決定までにはまだ行つておらないのであります。我々としては、匿名供出と匿名によらざる供出と同じような措置をとるべく更に努力をいたしておる次第でございます。

○小林孝平君 ちよつと言ひ違へたかも知れませぬけれども、二月二日以前のものについては匿名の免税の措置を講ずる、こういうわけですか。

○政府委員(東畑四郎君) 二月二日以前のものについては、そういう措置を講じて、二月二日以後に匿名によらざる超過供出がおりますので、それについてはどうするかといふことについて、なお研究を重ねておる次第でございます。

○岡村文四郎君 ちよつとお伺ひいたしたいのですが、要綱といふのはただその政府部内の内規のようなもので、又それ以外に何か要綱のことがあつておるのか、例えばここに統制禁止後の

の要綱の需給調整対策要綱といふのがありますが、その要綱といふものは単なる政府部内の内規のようなものか、又はこれが外へ向つたりするものか、どういふものかお聞きしておきたいと思つて、

○政府委員(東畑四郎君) 要綱といふ名前だけではちよつとなか／＼御説明できないのでありますが、具體的に要綱の法案を出すに對して政府で決定をいたしましたものであります。その要綱は外部に對してもこういう要綱で法案を作りますといふことを言つておるのであります。

○岡村文四郎君 それから法律を見ると、要綱といふのはこれとは随分違つたものですから、法律だけを楯にとられると随分不審な点があるのであります。要綱を見ると、もう少し多くて細かく書いてある、例を挙げて申上げますと、法律を見るとまあ無制限買入といふようなことは何にもありません。要綱には限度を示さんと書いてあるが、これには買入を何倍するといふ数字は書いてないと思つて、それでほかにもありますが、そういうわけで要綱といふものをここで我々は審議をし、

あとでも要綱を楯にとつてやこう言ふ形のものか、これは単なる要綱で、お前らの知つたことでない、政府部内で法律を作るときに、これによつてやりまふといふ閣議で決定したただけのもので、何らの効力がないものであるといふことであるのか、その点なんです。

○政府委員(東畑四郎君) お配りしました要綱につきましては、これは法律と矛盾はいたしておらないのであります。例えは無制限買入といふことは要綱に書いてありますが、法律では農民の申込みに応じて買入れることを要すといふことでそれを表現しておるのであります。法律の条文として、そこに反映しておるのであります。この要綱全部が法律事項でない場合もありません。それは法律になつていない場合もあると思つて、その要綱は政府としまして、この法律を施行するに際して、これは必ずこれを執行するといふことでもあります。その点等は又政令なり、省令なりで書くべきことはつきり記載したいと、こう考へております。

○岡村文四郎君 後日法律によつて政府がものを言う時分に、我々は要綱によつて食糧が生じた時分に、要綱を相手にして政府にいろいろ異議を言ひますが、話をするにしても効力があるかと考へていいわけですか。

○政府委員(東畑四郎君) 本要綱に関する限りさう御了承願ひたいと思つて、

○三浦辰雄君 この間的小林委員からのお話の資料が整いませんので、それを見てから更に追加したほうがいいかも知れませんが、この提案理由の中で、非常に最近に需給が安定して、特に表は配給辞退が多いといふことを言つておるんですけれども、又「輸入食糧

の要綱の需給調整対策要綱といふのがありますが、その要綱といふものは単なる政府部内の内規のようなものか、又はこれが外へ向つたりするものか、どういふものかお聞きしておきたいと思つて、

○政府委員(東畑四郎君) 要綱といふ名前だけではちよつとなか／＼御説明できないのでありますが、具體的に要綱の法案を出すに對して政府で決定をいたしましたものであります。その要綱は外部に對してもこういう要綱で法案を作りますといふことを言つておるのであります。

○岡村文四郎君 それから法律を見ると、要綱といふのはこれとは随分違つたものですから、法律だけを楯にとられると随分不審な点があるのであります。要綱を見ると、もう少し多くて細かく書いてある、例を挙げて申上げますと、法律を見るとまあ無制限買入といふようなことは何にもありません。要綱には限度を示さんと書いてあるが、これには買入を何倍するといふ数字は書いてないと思つて、それでほかにもありますが、そういうわけで要綱といふものをここで我々は審議をし、

あとでも要綱を楯にとつてやこう言ふ形のものか、これは単なる要綱で、お前らの知つたことでない、政府部内で法律を作るときに、これによつてやりまふといふ閣議で決定したただけのもので、何らの効力がないものであるといふことであるのか、その点なんです。

○政府委員(東畑四郎君) お配りしました要綱につきましては、これは法律と矛盾はいたしておらないのであります。例えは無制限買入といふことは要綱に書いてありますが、法律では農民の申込みに応じて買入れることを要すといふことでそれを表現しておるのであります。法律の条文として、そこに反映しておるのであります。この要綱全部が法律事項でない場合もありません。それは法律になつていない場合もあると思つて、その要綱は政府としまして、この法律を施行するに際して、これは必ずこれを執行するといふことでもあります。その点等は又政令なり、省令なりで書くべきことはつきり記載したいと、こう考へております。

○岡村文四郎君 後日法律によつて政府がものを言う時分に、我々は要綱によつて食糧が生じた時分に、要綱を相手にして政府にいろいろ異議を言ひますが、話をするにしても効力があるかと考へていいわけですか。

○三浦辰雄君 この間的小林委員からのお話の資料が整いませんので、それを見てから更に追加したほうがいいかも知れませんが、この提案理由の中で、非常に最近に需給が安定して、特に表は配給辞退が多いといふことを言つておるんですけれども、又「輸入食糧

も十分確保し得ると存せられますが、この配給で、という言葉がありますが、この配給辭退の問題について一つお尋ねしたいのは、この配給辭退について府県別並びに辭退をした階層別と言いましたように、受けるほうの職種別と言ったようなことが出てくるかどうか、私はこれが一つ欲しいと思うのです。その点一つ……。

○政府委員(東畑四郎君) 配給辭退の中に二種類ございまして、一つは明らかに通帳で断つておるといふ場合が一つ、それから現実問題として通帳まではなく、わかりませんが、卸売業者が、政府が売却予定をしておりますけれども取りに出来ない、そういう場合にございまして、それまでは政府としては大體把握できるものであります。末端における階層別とか、職種別というものは、そういう集計を実はいたしておりませんので、どういふ層がそういうことになるかという層がその的確なることを申上げる材料は今遺憾ながら持つておりません。

○三浦辰雄君 私は今この卸売の段階でという問題については、いわゆる府県別の配給辭退の数字で推せば或る程度種別される面があるが、更に私は今の職種別といったような、卸売のほうは配給するつもりで一応取つたけれども、事實は配給しようとしたら取りに出来ない、或いはいわゆる辭退をする。そこで売るほうの卸売のほうはたまたま手に入れておるといふようなことを聞くのであります。職種別の辭退というものはわからないといふことも私のほうとしては残念であります。といふのは、一面において米という問題がいろいろと政府が苦心をして供出を

お願いをし、それについて或る程度数量は満たされておるとは言うものの、要するに米といふものはあるけれども、隔れ米といつたものが相当にあるから、そういうふうになる部分ではいわゆる卸売商自身もこれを辭退するといつたような現象が起る。殊に麦と米との関連において出るけれども、麦をどういふふうにして行く場合には、果していわゆる今までの辭退といふものの関係がはつきりしていかないことには、ちよつとこの法案を判断するのにはわからないので、何とかしてサンプル的でもないから、あると思ひますが、ありませんか。

○政府委員(東畑四郎君) 遺憾ながら配給辭退の實體の把握というものは今申上げるだけの資料を持つておりません。ただ配給辭退と申上げますのは、例へば麦で申上げますと、政府が一応計画いたしましたものに対する売却実績が非常に少なかつた場合、その差引が配給辭退量といふことにもなるのでありますけれども、これは現実は配給計画等で準備需要量といふものを切詰めておきますので、それだけは政府のストックが殖えておるといふわけではございせん。計画と実績とが食い違つたものを配給辭退量と申しておるのであります。例へば米で申上げますと、本年の当初におきまして、飯米用その他全部を含まして五百十三万トン程度の売却計画をいたしておつたのであります。今の見通しは五百万トン程度で済むんじゃないか、これは人口の移動その他推算の問題が相当ありますので、若干食い違ひをしておるのであります。勿論その中には配給辭退といふものも織込まれて来るのであります。

す。その配給辭退の中には只今申上げましたように、現実末端における辭退は政府の計画通り取りに出来なかつたという問題もあるわけでありまして、そこら若干推定になるのであります。末端の層の分析といふものは実はなかなかわからないのであります。むしろCPS等の大層観察から我々は食糧消費の實際なり価格の實際をつかんで行くといふような計画をいたしたのであります。

○三浦辰雄君 それは上から見たらそんな説明でも一応できるかも知らんけれども、いわゆる国民の食べるほうの側、個々の面から見ればそういうこと、一体どこに言ふ需給が安定したとかいふようなことまで強く言えるかどうか、私は非常にその点が疑問だと思ふ。だけれども、そういうのはわからん、CPSみたいなもので想像してもらうほかないといふことでもあります。残念であるが、私としては考えなければならぬ点で、なか／＼了解できないんですが、その次の問題として輸入の問題、これも将来のことだから見通しがなか／＼付かないといふようなことになるかも知れませんが、或る新聞の報ずるところでは、「今年には戦後最大の世界小麦の不作に見舞われているので多少事情が違つてゐる。それは日本の輸入先カナダ、オーストラリア、アメリカ、アルゼンチンのうち、カナダは収獲期に日本向け輸出地帯に大雪が降り、相当な不作で、昨年四万トン入つたものが今年三月末で二十万トンしか入らず、多くを期待できない。藻洲は羊毛の値上りで麦の作付が二〇%も減少し、輸出能力は激減し、昨年の百八十二万トンに比べて今

年三月までに僅か一万五千トン、契約量を入れても五万五千トンにすぎない。アルゼンチンは早魃のため今年は一粒の麦も入荷しておらず、契約もしてない、ただアメリカだけは大体平年作だが、世界の輸入国の買付が全部アメリカへ殺到したため価格が値上り、昨年百四十二万トン入つたのが今年三月末で三十七万トン程度しか契約されてない、また昨年までアメリカから輸入したものは占領地救済資金が相当あつたが、これが打切られたので、今後は自力で買付を行わねばならないといつた噂みはある、まあ国際小麦協定で五十五万トンという問題があると言ひながら、若しこういふようなことであるとすれば、同様にここに輸入食糧も十分確保し得ると存ぜられますが、現に米についても根本元大臣が経済安定本部からということではあるが、ともかく日本の代表のよるなことで米の懇請に行つた。それは非常に米が足りないものであることを率直に世界に発表し、そして値が上つても何でもこれは買つて行かなければ日本としては困るんだといふことを、むしろ表明しに行つたよるなものであります。その結果は必ずしも庶幾したよるな、いわゆる全面的な協力といふものが得られたかどうか疑問の節もある、こういつたように伝えられている向きもあるわけでありまして、でありますから、私は先ず米もそうであります。が、麦のいわゆる輸入の関係がどういふふうに確保し得られそうか、この点と、米についての見通しの点、これのお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 物量の問題については、三浦さんのおつしやい

ですが、政府の今持つておる資料その他から見まして、全然実は心配はいたしておらないのであります。麦については、カナダの麦が非常に悪いという情報は、一月頃実は食糧庁も商社筋を通じて、そういう情報を得たことでもあります。それがカナダが収獲時期に雨が多かつたために水つぽい麦が多いという情報を得まして、注意をしておつたのであります。最近の情報を申上げますと、数量だけをばつきり申上げたほうがよくわかると思ひますが、二十七米穀年度になりましたから到着いたしましたものが、小麦で五十一万トンございまして、これはアメリカとカナダからであります。すでに買付けたものが、このほかに九十万三三三トソになつております。四月以後新会計年度になりましたから、五、六十万トソの買付をいたしております。合計いたしまして百四十一万三三三トソということになつております。本米穀年度といたしましては、我々の見取りでは百六十八万トン程度を入れれば麦の積給は十分である、残りは二十七万トン程度であります。アメリカ、カナダも八月以後又新麦が出廻ります。目下値がだん／＼下つておりますので、我々はむしろ買付を控へまして、八月以後入れましたも、国内のものもとれますので十分であるといふので、むしろ麦の買付を控へておるよるな情勢であります。買おうといひたしますれば、いつでもこれは買える状態になつております。物量の点については、本年の需要としては心配は要らないといふことは断言いたして差支へございません。ただオーストラリア、アルゼンチンにつきましては、三浦さんのおつしやい

と、これに反対する輸入国との間に相当意見の対立があつて、なか／＼困難の状態を呈しておるようであり、私が、私はこの内容がどういふふうになつておるかという点を詳細一つ御報告願ひたいと思つております。

○政府委員(東畑四郎君) まだ正式に私は公電というものでどうなつておるかという点を受取つておりませんので、ロンドンにおける会議の内容等につきましても、お答え申上げます資料を持つていないのであります。ただ従来小麦協定は来年で終るのであります。その価格は今日から見ますと非常に安くなりまゝつております。これは輸出する国が財政負担で出しております。そのこと等から考へまして、価格問題につきましても、これは承知をいたしております。現実日本に参りますものも、小麦協定で参りますもの自体は非常に安い、八十四、五ドル程度で参つております。現実には百ドル程度の価格をとりつておられます。その差額は小麦協定に加盟の輸出国が財政負担を出しておるといふ関係等もあつて、その価格を上げるといふ方向になつておるといふ問題でござります。それ以上の具体的な問題は、まだ公電に接してないの申上げらるわけに参らないと思つております。

○小林孝平君 今の問題であります。今の協定価格がもと／＼安過ぎるという点であるかも知れませんが、現在の価格を基礎として立てられてあるのじやないかと思つております。そこで今度伝えられるところによれば、約四〇％以上も一挙に値上りをアメリカ側

の提案によるとされるようであります。が、そういうことになれば、この輸入価格は非常に狂つて来るのではないかと。このように思つておるのですか。その点どういふようにお考えですか。

○政府委員(東畑四郎君) 小麦協定の更改は来年の七月からでありまして、本年度はやはり前の四年の継続でありまして、本年度は、二十六年に算定いたしましたものに基づきましては狂ひはないといふことになつておるわけでありまして、松永義雄君 小麦協定の話がありましたが、小麦協定は日本が入りたくて入つて、五十万トンは少い、こう言つておる。逆に例へばアルゼンチンのごときは、小麦協定に入つて却つておれのところは損をするのだ、その一半に長官は答弁で触れられておつたが、アルゼンチンのごときは政府の負担が多くなるものだから小麦を出されれば抜けたほうがよいといふところでも、アルゼンチンが小麦の生産が少くて困つておるといふような事情にあるようでありまして、従つて只今小林委員の御心配のあつたように、小麦協定そのものが果して円滑に運営されて、日本の要求通り五十万トン、その通り必ず入るかどうかという点であります。先ずその点を一つお伺ひいたします。

○政府委員(東畑四郎君) 問題は価格の問題であります。量の問題としては百ドル程度、八十四、五ドルの差がありますが、八十四、五ドルでは安いじやないか、これはCIFであるといふので、それをもう少し上げるといふことを聞いておられます。五十万ト

ンといふことは明年の七月までの約束で、今のところ五十万トンといふことになつておられます。今の量につきましても、今ロンドンで日本の代表者が交渉中でありまして、見直し等についてはまだ経過を申上げるわけには参りません。

○松永義雄君 余り心配することでもうかと思つておる。長官のお話によると、アメリカだけが頼りになるお話のようですが、アメリカの生産の麦だけについて主として頼りにされるようでありまして、ところが今言つたように濠州にしても、アルゼンチンにしても、不作のために、又価格の点について農民がどうも供出といふか、出したがらない、それで只今のようなお話があつたと思つておる。日本が余りに輸入を強制的に見るといふことはどうかと思つておる。従つて只今出ているような法案がここに出来るかといふことは、仮にそれが私どもはいかといふ感じがいいたすのであります。あちらこちらからそういう難点が出ておるといふ事実を我々は見逃すことができないのであります。世界情勢及び各国の麦の生産量から見ると、これを手放しに推定の下にいろいろ計画を立てられることは危険ではないかと、こう思つておられます。

○政府委員(東畑四郎君) 濠州は勿論輸出力は相当あるものであります。御承知の通り、これは英国等に全部参りますので、ポンド地域から日本に確保することはなかつた。英国等に輸出する以外にないといふことを申上げておるのであります。日本の期待するのは

カナダとアメリカである。たゞ／＼申上げますように、アメリカ七百万トン、カナダ五百万トン程度の輸出力を持つておるのであります。日本、日本の百六、七十万トンの輸入の量としての確保につきましては、私は何らのは懸念を持つておらないのであります。米の事情とその点は若干事情が違つていふことを御了承願ひたいと思つておる。

○山崎恒君 大臣も政務次官も見えませんが、……。

○委員(羽生三七君) ちよつと御発言の前にお断わりして置きますが、大臣等は、問題の所在点を皆さんで御検討願つた上、後日を改めて出席を求めたいと思つておるので御了承願ひたいと思つておる。

○山崎恒君 事務的の点で一応お伺ひいたしますが、今回の政府の小麦、大麦、裸麦等につきましても、現在政府が生産者、又は生産者の委託を受けて政府が買入れ得られるらうといふ数量はおよそどのくらいに見ておるか。推定として一つお伺ひいたしたいと思つておる。

○政府委員(東畑四郎君) これは具体的な価格との関連において推定をいたしませんと、単なる架空の推定になりますので、今いろいろパリティの推定をいたしましてやつておるのであります。何しろ五月末のパリティを基準にいたしまして、二十五、二十六年を基準にいたしましたので、今にわかに買入価格の改訂等の見通しができませんので、その幅等が集荷量の問題に關係するのであります。予算でいつております八百万石集まるとは考へておる。

○政府委員(東畑四郎君) これは具体的な価格との関連において推定をいたしませんと、単なる架空の推定になりますので、今いろいろパリティの推定をいたしましてやつておるのであります。何しろ五月末のパリティを基準にいたしまして、二十五、二十六年を基準にいたしましたので、今にわかに買入価格の改訂等の見通しができませんので、その幅等が集荷量の問題に關係するのであります。予算でいつております八百万石集まるとは考へておる。

○政府委員(東畑四郎君) 実は無制限買入という制度で考へておる。昨年の通り組んでおるので、この価格が二十六年を

せん。最低どのくらいといふことは、今私から発表するだけの資料は遺憾ながらありません。

○山崎恒君 政府の当初考へておりました麦価の基準は、二十六年度の麦価を基準として考へておられるのであります。衆議院の委員会におきましての修正通り、二十五年、二十六年度の価格を基準とした平均を以て買入れるといふことになつておるといふこと、大体小麦におきましては、一俵当り七十乃至八十、大麦におきましては、二十乃至三十の増額を生ずるといふことになりまして、これから生ずるところの政府の買入推定といふものと、この差額といふものを眺み合せてどのくらい赤字が殖えるか、その推定も併せて一つ、これは推定でいいたしますが、お伺ひいたしたいと思つておる。

○政府委員(東畑四郎君) 買入数量等の推定をいたしまして上でお答えを申上げたいと思つておる。

○松永義雄君 この法案が出るということは、二十七年の予算に予算して予算を立てておるのであるか。

○政府委員(東畑四郎君) この法案が出ることを予想されて二十七年の予算は組んでおる次第でございます。

○松永義雄君 それで只今御質問がございましたけれども、買入数量は追つてきめるといふことでもありますが、どれだけの金を、何と言ひますが、運用して行くか、買入の量はこれは計画が立つておるか。

○政府委員(東畑四郎君) 実は無制限買入という制度で考へておる。昨年の通り組んでおるので、この価格が二十六年を

基準にしました価格で一応推定してあるのであります。衆議院の御決議通りといたしますと、これが又相当上るといふことになりまして、若干そこに差があると思つてあります。資金面から申しますと、政府の債券の発行というもので、政府資金によるのであります。政府に集まつて参りますのは前渡金という形で糧券から中金を通して出るのであります。協同組合等に集まりましては、国庫余剰金から農林中央金庫を通して、これが出ようと思つて、その財源はすべて国庫資金であります。政府に集まりまして金が少い場合には余剰金が出るわけがあります。それを民間のほうへ農林中央金庫から流して行くという話は大蔵省とできておるわけでありまして、

○政府委員(東畑四郎君) ちよつと今計算をいたしております。

○山崎恒君 恐らくこの八百万石と推定いたしましたも、赤字を見て推定される額も恐らく相当の額になつておると思つておるが、そうなりまして、大体実質は二重価格じやないといふことを昨日あたりの片柳委員の質問に對しても言われておる。政府が相当大きな赤字が出る、その赤字は一般会計から補填するのだといふようなことになりまして、事実一応は消費者に對するところの価格といふものは、現在の価格を基準として押えるということでありまして、買入価格といふものは二十五年、二十六年の平均の基準をとりまして、

ら、これ又三、四十億の恐らく幅が出るといふことになりまして、実質上の問題につきましても、二重価格の制度と同様な点にならうと思つておる。その点の見解は如何でございますか、その点を一つお伺いいたします。

○政府委員(東畑四郎君) この点は昨日政務次官が申しましたと同じことを申上げるほかにないのであります。政府としましては二重価格を意図してはおりなかつたし、又今もしておりません。結果として、これは確実に赤字が出るにだけは二十五、二十六の平均からいたしますれば出るわけでありまして、結果として赤字が出る。その赤字は生産者にも消費者にも負担させないという趣旨であります。

○山崎恒君 結果から見ると、事実この一般会計から補填するのであります。これは表向きは、政務次官も昨日二重価格の制度はとらない、こつて言われておるのですが、内容に對してはもう二重価格と同様な結論に行つておることには否めないものであります。が、そういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(東畑四郎君) 解釈は自由でございますが、政府はそういう解釈をいたしません。

○三橋八次郎君 提案理由に、食糧事情が何らの不安なく推移し得るものと見込まれる次第であります。ということを書いてあります。この不安なくということに具体的には一体どういふことなんでしょうか。

○政府委員(東畑四郎君) 具体的にはあります。CPS等において、最近における実効価格といふものが非常に

◎と殆んど変りないという一つの指標といふものは、これは需給の緩和と、価格が非常に消費者のためにも安定をしておるといふ一つの客観的なデータによつておる。更に輸入の問題等につきましても、悲観的なお話をあつたのであります。政府はそういう悲観をした見通しを、政府はそうしておられません。従つて今後国内の麦の生産が上がるか上らないかという問題になつて参ります。我々といつたしましては、この法案で考へておられます。今よりもう一つ上の価格政策ができるのじやないかと存じておられます。こつて面から別段不安はないといふようなことが具体的考へ方でありまして、

○三橋八次郎君 今のお話を伺いますと、やはり輸入ということにかなり重点をおかれておる。考へるのであります。現在の食糧事情におきまして、海外の食糧に依存しております。米、小麦、小麦の依存率がおわかりでありましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 依存率と申しますと、消費者の面から見た食糧系統の問題ですか。もう一遍おつしやつて頂きたいと思ひます。

○三橋八次郎君 消費者でよろしうございませうか。

○政府委員(東畑四郎君) そのデータがあるかどうか、ちよつとにわかには返答が苦しいのであります。世界各國のものを調べてからお答え申上げたいと思ひます。

○三橋八次郎君 私持つておるデータでは、これは間違つておるかも知れ

ませんが、昭和二十六年におきまして米は七・六%、小麦は四八・四%、大麦が四六・一%というふうなことになる。非常に海外の食糧に依存しておる度合が大きいのでございまして、こつていふような食糧事情を以ちまして、国内の食糧事情が安定したと言ひまして、国民が果して納得するものであるかどうかということが疑われるのでございまして、丁度よその米糧を当てにして、自分のところの食糧が豊かになつたといふような気持で、統制を撤廃するといふようなことは、これはこの国内の食糧事情といふものから考へましても、本當の自立といふようなことからは、経済の自立といふことを考へましても、成るべくこの依存度を少くしまして依存度の少い時期になりまして食糧事情が安定したと言つてもいいのでございまして、こつていふような事情で食糧事情が安定したからといふような言葉が使われるかどうかといふふうな考へられるのであります。その辺如何でございませうか。

○政府委員(東畑四郎君) 安定という言葉でございまして、我々として今日段階においては、麦に關する限り不安定なものはない、こつていふ考へであります。勿論今日の食生活が楽であるといふような客観的なものは考へておられないので、米の統制等につきましても今後も継続するといふことを申上げておる次第であります。

○三橋八次郎君 量的のことにつきましては、海外の食糧事情からして、穀類が足りなくなつておることをおつしやつておられますが、量だけありまして

ただ持つて来られるわけではございませぬし、やはり国際収支上の制約といふものがあるわけでございます。日本の工業生産品はポンド地域に輸出されておる。食糧はドル地域から多量に輸入する。こつていふような事情で量的に見て、量がたかさんあるから安心だと言ひましても、国際収支の關係から辻褄の合わなかつた場合におきましては、指をくわえて人の食糧を見なければならぬといふことになるのであります。この国際収支上の制約の状況といふことはどういふふうなものであります。

○政府委員(東畑四郎君) 国際収支の問題等につきましても、私から実は答弁するのどうかと思ひますが、安本長官が本国会で資料をお出しになつておつしやつておるのを一つ引用する以外には、二億ドル程度と考へておられます。二億ドル程度は今日の日本のドル資金から見ますと、さう多くはない。輸出によるドルそのものはさう多くはありません。貿易外の収入その他を加えますと、相當のドル資金が実はあるわけでありまして、そのうちの約二億ドル、これは勿論価格によつて若干狂いますが、この程度のドル資金といふものは今日のところ心配は要らないといふ認識に立つておるわけでありませうか。

○三橋八次郎君 日本の輸入総金額に對する食糧輸入の金額といふものは、最近どのくらいのパーセンテージになつておられますか。

○政府委員(東畑四郎君) 約二十一億ドル程度と考へておられます。そのうちの四億二千万ドル、そのうちドルが二

つて行く、こういうことを申し上げたのであります。我々は本年に関する限り二十五・二十六を基準にいたしまして、現行の価格水準を維持するということには変わりはないと存じます。

○山崎恒君 では続いて御質問しますが、政府は、今年度の麦を政府が買上げまして売渡すまでの、配給業者が一般消費者に売渡すまでの即ちマージン全部見て、幾らに見ておくか、その点を一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) トンで申上げてよろしく存じますか。

○山崎恒君 どうぞ。

○政府委員(東畑四郎君) 政府経費、いわゆる中間経費でございしますが、それがトン当り大麦三千百十五円でございす。裸麦三千九十五円小麦が三千二百二円でありす。その他に一・六多程度のロスがございす。それが大麦五百四十四円、裸麦六百三十六円、小麦五百六十四円でございます。このほかにバツク・ペイがあります。予算としましては一畝大麦五百五十六円、裸麦六百六十七円、小麦六百三十三円というのを考えておつたのでありす。これが現実には若干増えたのでありす。概略申上げますと、従来麦類だけで八億程度を考へておつたのでありすが、大体十億になつて、約二億増えておるのでございす。これが多くなるというところが実績であります。予算といたしましては、今申上げました数字はいわゆる全部の費用であります。

○山崎恒君 その只今の全部の費用は小麦、大麦、裸麦でおの／＼一俵当り乃至十キロ当り幾らになるかという点を願物によつて一つの委員会まで

に御配付願ひたい、こう思うのであります。次に、現在の買上げて配給するところの中間諸経費よりも、今日の統制を外されたところのもので政府が買上げて売渡すところの、意図しておる費用というものの差が相当圧縮されるか、かように思われるのですが、さう解釈してよろしくございすか。

○政府委員(東畑四郎君) 金利の点でありますとか、或いは運賃等につきましては、この見積りよりは相当圧縮されるというように考へておられます。ただバツク・ペイ等がこれよりは若干上るといふように実は考へておる次第であります。

○山崎恒君 そこで政府は、例えば昨日片柳委員からもそれに触れた御質問があつたのですが、政府の買入れる考へ方は、例えば生産者なり或いは生産者から委託を受けた農協等が政府に売渡すものと、生産地帯に工場を有するところの業者が買上げる価格というものはそこに開きが出るのじやないかと、こう思われますが、それは政府の買上げるものが売渡されるまでの諸経費と、それよりも業者は幾らか安くしてその中間経費というものは、やはり相当生産者に有利であるといふような価格が出るのじやないか。こういうふうになるというのと大体生産地帯にあるところの工場等は、生産者は殆んどその工場に売つてしまふということになると、政府に売るものは、非常に僻地の土地のもののみが政府に売渡すというところになると、従ひまして運搬費とか或いは倉庫にも相当期間入つておるといふようなことで、倉庫料とかいふような諸経費が嵩むということになつて、相当そこに政府は、悪条件

な所のみ政府が買入れるのだということになつて、一方麦の生産地帯であり、而も工場が大体その生産地帯附近にあるので、そうした所には政府を通さずに売つてしまふといふものが相当多くなるのじやないか、こう思われますが、その点見解如何ですか。

○政府委員(東畑四郎君) 当然さういふ現象が起るといふことも想像されます。それがどれくらい範囲を占めるかにつきましては、具体的に価格が決定しませんとわかりませんが、ただ不利な事象等は、これは要するに政府であります。故に、農家のために高く買ふという、いわゆる最低価格安定施策の妙味であらうと思ひます。この点の結果として赤字が出ることも止むを得ないといふふうには考へておられます。

○山崎恒君 政府が買入れることが有利な事象は、政府が買入れることが有利な価格形式が行われることが、これは望ましいと考へますが、供出制度であれば低い価格で政府が供出させるのでありまして、それ以上の価格が形成されることは当然起るのでありまして、それ以上のことを政府になさしめる必要がないといふふうには考へておられます。ただ農家自身やはりその麦を一つの幅の間で安定して有利に出荷するといふことにつきましては、金融その他の措置で十分考へて参りたいといふふうには考へておられます。

○岡村文四郎君 一定数量をお聞きしようと思つたが、二十俵くらいというお話があつたから、それはそれとして、そこで問題は、政府の買入れるものの基準は検査料を含めた銘柄別にきめるとあるのですが、この銘柄というのは種類ではなくて銘柄だと思つておられますが、政府の考へ方は大麦、小麦、裸

麦、こういうような銘柄だと思つておられますが、そうかどうか一応承わりたい。

○政府委員(東畑四郎君) 種類は大麦、小麦、裸麦でございます。銘柄は産地銘柄と品種銘柄とございす。農産物検査法に基きます銘柄でございます。

○岡村文四郎君 実はこの間種苗法をきめる時分にこれが議論されたのであります。それで私の心配は、今長官のお話では、私の考へておるような銘柄でお買ひになるということでありまから、それはさうなことでありまと思ひますが、産地別、銘柄別に価格をきめるといふことにいたしませんと、大麦、裸麦は割合にさういふことが、ないと申上げませんが、避け得られます。一番その必要なのは小麦であります。もう一つお聞きしておきたいことは、生産者の委託を受けた者から買入れると、こう書いてありますが、商人が実際には買取つた、或いは工場が買取つた、ところが委託を受けたといふので政府に売込みをするのではなかつたかと思ひますが、問題は工場が買取りますと、銘柄によつて、歩留りのよい優良品質のものは工場に取る、そうでないものは政府に売るといふことになって、だん／＼経済が細かくなつて参りまして、あり得ると思ひます。それで問題は、その銘柄の差をどれくらい付けるお見込であるかということでありますが、実はこの間種苗のことでお聞きした時分には、そこまで考へておらんといふので、それを考へなければいかんじやないかといふことを盛んにその提案者に話をいたしました。提案者がわからないので、そこまで考へておられんようなお話でございました。

○政府委員(東畑四郎君) 小麦につきましては、現在政府は産地銘柄は、兵庫、岡山、香川の各県で生産されたものにつきましては産地銘柄を付けておるのであります。普通小麦強力小麦等につきましては、普通小麦強力小麦等につきましても十分今後検討して行かなければならぬ問題かと思つておられます。格差の問題につきましては、只今事務的に検討いたしましたのであります。価格が決定いたしますまでは勿論これははつきりするものであります。ここにまだ格差の金額まで申上げる段階に至つておらないことは甚だ残念であります。

○岡村文四郎君 産地銘柄のお話がありました。これはこれから西に多いのでありまして、本来に麦の産地がございす。産地からの希望がございすから、産地の銘柄は特にさういふことを銘記して改良してもらいたいであります。銘柄の問題は、非常な歩留りの差がありますが、それは実は食糧庁にお話をしたのでおかしいのです

今長官にお聞きいたしますと、そこまで考へておられるようでありまから、非常に生産上よいことだと思ひますが、委託といふことの問題が協同組合だけならわかります。商人が実際は買取つた、だん／＼すくつてみて、さうして歩留りの悪いものは政府に委託と称して売つて、歩留りのよいものは自分でやるということになりますと、非常にその後の競争入札なり或いは指定入札で売り払つたものが迷惑なことになりますが、要は銘柄の差の価格の問題であります。それを一体どれくらい付けようとお考へになつているか、それをお聞きしたいと思ひま

が、食糧庁のほうから農政局のほうへ、現在の希望として、今後、日本の麦の配給辞退があるようであり、また、麦そのものでなくて、小麦を成るだけ多く作って、外国小麦に負けないような小麦を作つてパンの製造をすることがよいことであるから、是非買入れ価格はそれ相当地に差があるものと、何を作つても同じだということになると、さつぱり優良品種の価値がありまから、まだお考えになつておられないようであり、私に言わせると是非相当地に差を付けてもらいたい。そう申上げますことは、優良品種だからあながち収量が多いとはきまつておりません。場合によりまして、非常に硬質小麦の質のよいものは収量が少いのであります。併しながら、それを補う意味で価格の差があれば、喜んで作るようになり、パン食の非常な奨励にもなると思つて、価格のことは食糧庁のほうでお作りになるのでありますから、是非そういう価格の差は十分付けてもらいたいと思つて

○松永義雄君 先ほどの御答弁を……
○政府委員(東畑四郎君) 約四百五十億程度の予算がつけてございます。
○松永義雄君 その金は日本銀行からでも借りるのか、資金運用部の金からでもやるのですか。
○政府委員(東畑四郎君) 糧券は預金部と国庫余剰金から借りて交付いたしておるのであります。その金が四百五十億程度であります。これは先ほど申上げましたように、玄米換算八百万石の予算で編成をいたしておるのであります。国に集まる量がこれより減りますと、糧券の発行の限度が減つて参ります。

ります。国庫余剰金等が余つて参りますと、それを今度は食糧証券という形ではなしに、中央金庫に国が預託をいたしまして、これを信連の系統を通して末端の協同組合に流して行こうと、これがいわゆる民間による集荷資金に代るわけでありませう。

○松永義雄君 先ほど配給辞退の話がありました。食糧庁の提出された麦の統制廃止に関する資料第一頁に、配給辞退量及び配給辞退率の記載がありますが、ただこの配給辞退をするという層は一体どういう層であるか、どういふ地域の人たちが多いか、即ち都会方面のかたが多いのか、或いは農村のかたもあるのか。それから配給を辞退したからといって、一体麦なら麦を使わないというわけではないのであつて、我々としては、例えはうどんを食ふとか何とか代替させておるわけでありませう。実際の麦が食糧として統制撤廃後にどういふ変化が来るかという、その大体的数字の見通し、更に農林大臣は非常に酒の量を殖やすことに懸念としておられるのです。ビール麦といつたような方面に流れて行く量が相当生産上あるのではないか。一体統制撤廃後における実際の食糧はどういふふうに進んで行くか、何かそういうものを見通しに關する数字があらましたら一つ御提出願いたいと思つて

○政府委員(東畑四郎君) この第一頁の配給辞退量というものは、少し誤解を招く数字で恐縮でございますが、これは政府の売却計画に對する売却実績というものを一応配給辞退と、こう数字にしたのでございませうが、この辞退量は、だから下から積上げたものでございませう。政府のプランとして持つておられますものに対する実績でありませうので、下から積上げた数字ではございませう。下から積上げたもの、三浦さんにお答えしましたように、的確にけわからないのでございませうが、麦に関する限りCPSの都市の全階層に關する調査がございませうが、これは各階層とも全部非配給ということを持つておるのでございませう、その非配給というものと、配給価格でありませうして、小麦につきましてはその差が一キロ八錢の差より見ないといふことは、殆んどと実効価格は同じであるといふ現象でございませう。これ配給辞退とは關係がございませうが、そういう形で実効価格が形成されておるといふ数字から見まして、配給を受けないうで買つておる層といふものは、もう各階層全部に亘つておる現象でございませう。

○松永義雄君 私の質問の要點は、自由販売になつた結果として、ビールなにかがたくさんできるような結果になつて、実際の食糧に向う量が減つて来るのではないか。その数字の見通しといふものを一つお聞きしたいと、このう点でございませう。

○政府委員(東畑四郎君) 三橋さんの資料をお配りした中のたしか工業用でございませう。加工用という数字がございませう。政府の見通しでございませうが、その松永さんのおつしやるように、ビールが大体特約形態で従来ともやつておりませう、統制が外れたが故に、急にビール大表をやるという現象は、有勳等との關係からないものであつて、さういふに実は考えておりませう。

○松永義雄君 それから先ほども質問があらましたが、仮り払をして、あとで追払をする、さういふ話なんです。この契約価格とかいふもの、ビールの会社と例へばビールの生産者と……、さういふ場合には価格といふのはあらかじめ定められるのですか、実情は……

○政府委員(東畑四郎君) 現実のビール取引の形の契約といふことは、私詳しくは存じないのでございませうが、特約の形としてはさういふ事前にその価格自体をきめる場合と、米にリンクしてきめる場合と、あるようでございませう。現実のビール大表についてはさういふ特約形態をいたしておりませう。私はまだ了承しておりませう。

○松永義雄君 その点一つ調べて御報告願ひたいと思つて。関連いたしまして、例えば農家が金詰りになつて来ますと、青田売りだとか、黒田売りだとかいふことが昔行われたのであります。それけれども、政府に買つてもらへばいいには違ひないですが、金詰りといふことから、好まざることであるけれども売らなければならぬといつたような状態がこの統制撤廃の結果予想されるのではないかと。

○政府委員(東畑四郎君) 統制撤廃の結果金詰りが起ると私実は考えておりませう。統制撤廃いたしまして、さういふ条件である場合は、供出より、さういふ有利な価格になるのであります。政府に売りました場合は、これはこの価格形成方式でやるのであります。政府に売らない場合はこれ以上になるわけ、最低価格を保証いたしておりませうので、農家が金詰りで政府以下に売るといふことは、これはさういふ

り指導その他によつて徹底いたしますれば、政府はすぐ金を払うわけでありませう。又買入れる期間も約一年、厳密に申上げると十月でございませう。翌年の四月の末まで門戸を開放して、いつでも買おうという政策をいたしておりませうので、政府の最低価格で売らなければ、いつでも買うわけにございませう。それ以上に価格がなるといふときは勿論ありますので、それ以上を期待しておるわけでありませう。政府の売買価格以下に下るといふことは、これは農民自身の組織でやり、指導によつて行く以外に方法はないと、さういふに実は考えておりませう。

○松永義雄君 只今のお話は、麦ができてからのお話で、麦ができてから、前年においでに肥料を買入れるとか、前年においでに先売しなければならぬといつたような状態が、この法案の結果として起ることが予想されるのじやないか。それをあなたは今指導によつてこれを導くのだと、さういふに言われたが、その指導によつて導かなければならぬような状態が起きて来るのではないかと。

○政府委員(東畑四郎君) 農家が青田売買をやりましたり、黒田売買をするといふ現象は、これは或る意味におけるさういふ現象が起りますれば、これはやはり農政そのものの貧困でありませう。我々といつたしましては、あらゆる農家経済保護の政策、施策を以ちまして、さういふ現象の起らざることを希望するのであります。この法案とそれの問題とは私は全く別個の問題ではないか。この法案自体がさういふ現象を推進することに何ら關係はないのであ

りまして、これは又別個の農民対策と言いますか、農業政策を実施して、農家の経済の安定を図る以外に方法は無いのじやないかというように実は考える次第であります。

○松永善雄君 それは、そうなると思解の相違になるのですが、自由主義というものはそこまで行くのではないかという点ですが、私の考えは……。

○委員長(羽生三十七君) 他にまだ御質問もおありになることとありますし、又今後継続して委員会をやるわけですが、二、三の委員のかたがそれぞれ御都合があつて時間に制約されているようでありますので、本日はこの程度にいたしたいと思います。

本日はこれを以て散会いたします。
午後三時二十八分散会